

避難指示の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）
第4版

令和4年4月

苫小牧市

〈 目 次 〉

1	避難指示の発令対象とする津波災害	2
2	避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域	2
3	避難指示の発令対象となる人	3
4	避難指示の発令を判断するための情報	3
5	避難指示により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	4
6	避難指示の発令基準	4
7	避難指示の解除基準	5
8	協力・助言を求めることのできる機関	5
9	避難指示の伝達方法	6
10	避難指示の伝達文	7

1 避難指示の発令対象とする津波災害

- ・大津波警報、津波警報のいずれかが発表された場合
- ・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき道が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）において強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れがあった感じた場合

2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域

避難指示の対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とする。

(1) 大津波警報の発表時

- ・最大クラスの津波により浸水が想定される区域（津波災害警戒区域）
- ・対象区域は令和3年に北海道が公表した約9m級の津波に対する津波浸水想定区域とする

字静川、字弁天、字勇払、字柏原、ウトナイ北、ウトナイ南、北栄町、拓勇東町、沼ノ端中央、東開町、字沼ノ端、真砂町、一本松町、晴海町、三光町、日の出町、入船町、船見町、泉町、住吉町、双葉町、音羽町、新中野町、元中野町、港町、旭町、末広町、若草町、汐見町、表町、高砂町、栄町、寿町、錦町、大町、本町、本幸町、浜町、幸町、王子町、北光町、弥生町、白金町、矢代町、元町、花園町、有珠の沢町、松風町、見山町、啓北町、新富町、大成町、青葉町、豊川町、桜木町、光洋町、有明町、日吉町、日新町、永福町、しらかば町、川沿町、柏木町、小糸井町、字糸井、ときわ町、澄川町、のぞみ町、美原町、明德町、青雲町、宮前町、もえぎ町、錦西町、北星町、字錦岡、字樽前

(2) 津波警報の発表時

- ・津波の高さが高い所で3mと予想される区域
- ・対象区域は平成18年に北海道が公表した三陸沖北部を震源とする約4m級の津波に対する浸水想定区域とする

字弁天、字勇払、真砂町、晴海町、入船町、元中野町、港町、汐見町、高砂町、浜町、元町、有明町、小糸井町、字糸井、字錦岡、字樽前

(3) 津波注意報の発表時

- ・津波の高さが高いところで1mと予想される区域
- ・避難指示の発令はしないが、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸や堤防付近にいる人に対して海岸、堤防等から離れ、近づかないよう注意喚起を行うものとする。

字弁天、字勇払、真砂町、晴海町、入船町、元中野町、港町、汐見町、高砂町、浜町、元町、有明町、小糸井町、字糸井、字錦岡、字樽前

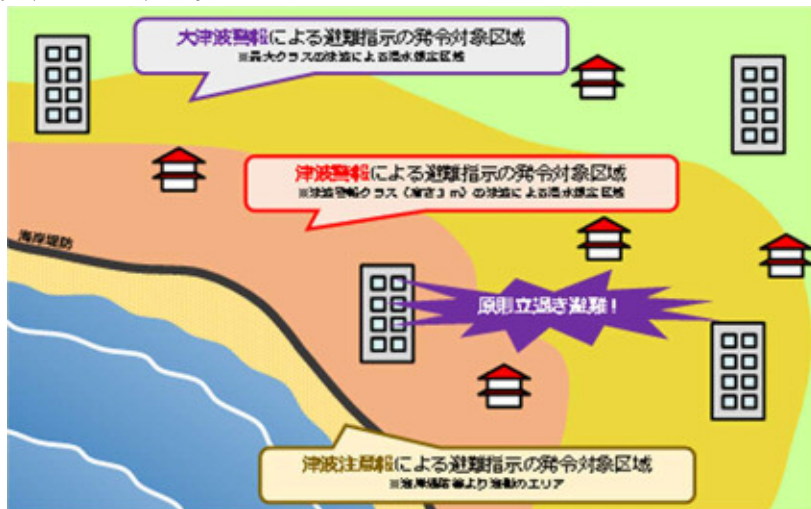
※津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって海面が上昇した高さの差

(4) 避難指示の対象地域以外の避難

大津波警報、津波警報発表時の避難情報発令対象区域以外の地区については、自主避難とする。

3 避難指示の発令対象となる人

避難指示の発令の対象となるのは、「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。



4 避難指示の発令を判断するための情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m < 予想高さ	10m超	巨大
	5m < 予想高さ ≤ 10m	10m	
	3m < 予想高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm < 予想高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

5 避難指示の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難指示	<p>(災害対策基本法第60条第1項)</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。</p>

※ 災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない。

※ 震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

6 避難指示の発令基準

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示を発令する。

〈避難指示の発令判断基準〉

基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難指示の発令対象区域
1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
2 津波警報が発表された場合	高さ3mの津波によって浸水が想定される区域
3 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1～3に該当する区域

※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

7 避難指示の解除基準

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区（室蘭地方）気象台 【電話番号 0143-22-0002】	・ 気象、津波の警報等に関する事項。
室蘭開発建設部治水課 【電話番号 0143-25-7045】	・ 災害対策用機械等の地域への支援に関する事項。 ・ 直轄施設の被害情報に関する事項。
室蘭開発建設部苫小牧砂防海岸事務所 【電話番号 0144-57-9800】	
胆振総合振興局 地域政策部地域政策課 【電話番号 0143-24-9570】	・ 災害情報及び被害情報に関する事項。 ・ 避難対策に関する事項。

9 避難指示の伝達方法

避難指示の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。また、情報の受け手側の事情（要配慮者等）を考慮し、あらゆる手段を有機的に活用し、情報を伝達するものとする。

伝達先	伝達手段		担当部署
テレビ視聴者	北海道防災情報システムへの入力 Lアラート経由で マスメディアへ情報提供	テレビ放送	総括部災害総括班 (危機管理室)
ラジオ聴取者		ラジオ放送	
市内に滞在する携帯電話保持者		緊急速報メール	
PCユーザー・携帯電話保持者	ホームページ・フェイスブック・LINE・登録制メール(苫小牧市防災メール)		総括部災害総括班 (危機管理室) 秘書報道広聴部報道広聴班(秘書広報課、協働・男女平等参画室、未来創造戦略室)
住民	防災行政無線(同報系)		総括部災害総括班 (危機管理室)
	広報車		広報調査部 各広報調査班 (資産税課、管財課)
	消防車		消防部(消防本部)
	消防サイレン		
要配慮施設	電話又はFAX		※救援対策部救援庶務班 (総合福祉課、障がい福祉課)
町内会、自主防災組織 (避難支援関係者)	電話又はFAX		※総括部災害総括班 (危機管理室) ※総括部動員班 (市民生活課、市民ホール建設準備室)
胆振総合振興局 室蘭開発建設部 札幌管区(室蘭地方)气象台 苫小牧警察署	電話		総括部災害総括班 (危機管理室)

※遠地地震発生に伴う津波が予測される場合(時間的猶予がある場合)に実施。

※津波災害は被害発生までに時間的猶予がないため、平時から、大きなゆれ、長いゆれを感じた場合には、避難指示を待たずに、直ちに避難することを、地域の訓練や研修、講座等において周知・啓発する。

10 避難指示の伝達文

(1) 避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- 緊急放送！緊急放送！※1
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、●●地域に避難指示を発令しました。
- 直ちに避難を開始し、できるだけ高い場所や遠くに避難してください。※2

(2) 避難指示の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送！緊急放送！※1
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- 強い揺れの地震がありました。
- 津波が発生する可能性があるため、●●地域に避難指示を発令しました。
- 直ちに海岸や河川から離れ、●●等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。※2

(3) 避難指示の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送！緊急放送！※1
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- 津波注意報が発表されたため、●●地域に避難指示を発令しました。
- 海の中や海岸付近は危険です。直ちに離れてください。

※1 「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

※2 できるだけ高いところという表現ではなく、地域の実情に応じて、高台や津波避難ビル、津波に何タワー等の具体的な指定緊急避難場所などの具体的な避難先を呼びかけてもよい。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示（大津波警報）・北海道防災情報システムを使用した場合）

苫小牧市：警戒レベル4 避難指示

●●／●● ●●：●●

地区：●●地区

避難所：指定緊急避難場所

理由：大津波警報発表

備考：沿岸部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。